令和４年度（2022 年度）
茨木市配偶者暴力相談支援センター事業概要

茨木市配偶者暴力相談支援センター

目　　　次

茨木市配偶者暴力相談支援センターの業務概要

１業務内容

⑴ 相談業務

⑵ 一時保護依頼・委託

⑶ 自立支援

⑷ 関係機関との連携

⑸ 広報・啓発

⑹ 研修

業務の実績

１　相談業務

⑴ 相談受付・支援状況

⑵ 一時保護状況

⑶ 保護命令支援状況

⑷ 各種証明発行状況

２　研修・講座・その他事業の実績

参考資料

茨木市配偶者暴力相談支援センターの業務概要

配偶者からの暴力（ＤＶ）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった状況を踏まえ、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法)」が制定されました。

ＤＶ防止法第３条第２項において、「市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者にとって最も身近な行政主体における支援窓口を設けるよう努める」と規定されています。

茨木市においては、ＤＶやその他暴力に関する相談は増加傾向にあり、その内容は複雑・多様化しています。

このような社会情勢や茨木市での現状をうけ、平成 27 年４月に「茨木市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談、保護、自立支援等を実施しています。

１　業務内容

ＤＶ防止法において、配偶者暴力相談支援センターが果たすべき機能は以下の業務とされている。

・相談
・カウンセリング
・被害者の安全確保及び一時保護
・自立生活支援
・保護命令制度利用支援
・居住施設利用支援

(1) 相談業務

ア　電話相談

ＤＶやストーカー被害、家族内でのトラブルなど親しい間柄でおこる暴力について対応し、電話相談を実施している。

イ　面接相談

電話相談で対応している問題について、必要に応じ面接相談を実施している。

【相談窓口、開設日、受付時間等】

窓　　口	電　話	受　付　日　時
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072－622－5757	月～土曜日（祝日、年末年始は除く） 9：00～17：00

日本語による意思疎通が困難な方に対して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　大阪府女性相談センターと大阪府外国人情報センターが連携して実施しているトリオホンを活用した母国語による相談窓口を案内している。

※トリオホンとは・・・専用相談電話を設置し、外国語が話せる通訳者と女性相談センターの相談員、相談者の３者が相互に通話ができる相談システムである。

(2) 一時保護依頼・委託

　身体や生命に危害が加わるおそれがあり一時保護以外の手段で安全の確保が困難な暴力被害者や、行き所がなく保護の必要のある女性について、相談者の意思にそって、一時保護を実施している。一時保護業務を実施している大阪府女性相談センターに依頼し、安全な生活環境の確保、問題解決に向けての生活支援や相談・助言、情報提供の支援をうけることができる環境の提供を行っている。

　また、女性相談センターへの入所が即時にできない場合、入所できるまでの間、市が委託する民間シェルターで緊急的に一時保護を行っている。

(3) 自立支援

　被害者の自立に向けて、関係機関と連携し、安全確保の支援、生活支援、健康面での支援、心理的支援、法律面での支援（法律相談）等を実施している。

　また、被害者からの申請をうけ、配偶者暴力相談支援センターで発行することができる各種証明書を必要に応じ発行している。

　さらに保護命令制度の利用について、制度についての情報提供、申立書面作成支援、裁判所への書面回答などの支援を実施している。

(4) 関係機関との連携

　警察や女性相談センター、市の関係課等と連携し、被害者の安全の確保や自立に向けた支援を実施している。

　必要に応じ、複数機関同席での面接や同行支援など、被害者の負担軽減に向けた支援を実施している。

(5) 広報・啓発

相談窓口周知のため、カードやリーフレットなどを配布している。

・相談電話番号を記載した相談カード

・ＤＶについての情報を記載したリーフレット

・相談電話番号を記載したポスター

市内公共施設や医療機関、警察などに配置

相談カード

リーフレット

ポスター

ＤＶ・児童虐待防止啓発バッジを作成・販売し、啓発に取り組んでいる。

女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）に合わせ、街頭啓発や関連講座の開催など、さまざまな啓発を実施している。

また、市民ボランティアグループと連携し、若年層を対象としたデートＤＶ予防啓発ワークショップを開催している。

(6) 研修

ＤＶ相談に関係する担当課の職員を対象として、ＤＶに関する基礎的な情報提供や二次被害をおこさない対応等について学ぶ研修会や相談員のスキルアップのための研修会を開催している。また、大阪府等が開催する支援者養成講座等各種研修に職員を派遣し、職員のスキルアップに努めている。

さらに、ＤＶ相談にあたる相談員の心理的負担の軽減のため、ＳＶ（スーパービジョン）研修を実施している。

※ＳＶ（スーパービジョンとは）・・・熟練した指導者（スーパーバイザー）が対人支援者に対して、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

業務の実績

1　相談業務

(1) 相談受付・支援状況

ア　相談件数　（件）

	電話相談	面接相談	相談計
令和４年度	474	376	850
令和３年度	475	397	872
令和２年度	530	384	914

＊平成 28 年度より集計方法を一部変更

イ　主訴別相談状況　（件）

	ＤＶ防止法（配偶者間）						交際相手からの暴力	ストーカー被害	親族間			その他（行き所なし含む）	計
	身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	社会的暴力	性的暴力	その他			子どもからの暴力	親からの暴力	その他の親族からの暴力		
R4	147	191	33	2	10	294	9	13	17	85	35	14	850
R3	131	240	27	1	4	323	12	9	11	63	18	33	872
R2	140	210	30	17	5	315	13	6	18	116	27	17	914

＊平成 28 年度より集計方法を一部変更

ウ　来所相談者の性別　（件）

	女性	男性	その他	計
令和４年度	356	20	0	376
令和３年度	378	19	0	397
令和２年度	364	20	0	384

エ　来所相談者の年齢　（件）

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	不明	計
令和４年度	3	56	93	103	69	46	6	376
令和３年度	6	37	115	123	68	44	4	397
令和２年度	3	58	90	99	79	52	3	384

オ　来所相談者における子ども（18歳未満の児童）の有無　（件）

	子ども有	子ども無	不明	計
令和４年度	202	172	2	376
令和３年度	213	184	0	397
令和２年度	220	162	2	384

カ　来所者の支援状況　（件）

	助言指導	情報提供	他機関紹介	一時保護	計
令和４年度	355	15	0	6	376
令和３年度	380	13	0	4	397
令和２年度	348	30	0	6	384

＊平成28年度より集計方法を一部変更

(2)　一時保護状況

ア　一時保護件数と人数

	保護実人数　（人）				
	本人　（件）			同伴児童（者）数	保護人数合計
	単身	母子等	小計（保護件数）		
令和４年度	2	4	6	8	14
令和３年度	4	0	4	0	4
令和２年度	1	5	6	10	16

イ　主訴別状況　（件）

	ＤＶ	ストーカー	行き所なし	その他	計
令和４年度	6	0	0	0	6
令和３年度	3	0	1	0	4
令和２年度	6	0	0	0	6

ウ　年齢別状況　（件）

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	不明	計
令和４年度	0	2	2	1	0	1	0	6
令和３年度	0	1	1	0	0	2	0	4
令和２年度	0	2	1	2	0	1	0	6

エ　同伴児（者）数・年齢　（人）

	１歳未満	幼児	小学生年齢	中学生年齢	高校生年齢	18歳以上	計
令和４年度	0	5	3	0	0	0	8
令和３年度	0	0	0	0	0	0	0
令和２年度	2	1	3	3	1	0	10

オ　一時保護期間　（件）

	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	不明	計
令和４年度	0	0	1	0	2	3	0	6
令和３年度	0	1	0	0	3	0	0	4
令和２年度	2	0	0	0	0	4	0	6

カ　退所状況　（件）

	他市転居	他施設入所	入院	身内宅	帰宅	その他不明	計
令和４年度	4	1	0	1	0	0	6
令和３年度	2	0	0	1	1	0	4
令和２年度	2	2	0	0	2	0	6

(3)　保護命令支援状況　（件）

	書面作成支援	書面回答請求	発令
令和４年度	1	1	1
令和３年度	2	4	4
令和２年度	0	1	1

(4) 各種証明発行状況 （件）

	住民基本台帳の閲覧制限支援措置	健康保険の脱退手続きに関する証明書	年金における秘密の保持の配慮に関する証明書	児童手当受給にかかる証明書	ハローワーク等準母子証明書	府営住宅入居にかかる準母子証明書	臨時福祉給付金にかかる証明書	来所相談証明書	計
令和４年度	97	3	5	2	0	1	2	13	123
令和３年度	97	7	10	8	0	0	2	16	140
令和２年度	94	4	3	5	0	1	16	13	136

２　講座・研修・その他事業の実績

(1) 暴力防止啓発講座の開催

テーマ	日　　時	参加人数
あなたと相手の関係は？～けんかとＤＶの違い～	令和4年12月3日(土) 14：00～16：00	22 人

(2)DV・トラウマからの回復プログラム

タイトル	日　　時	参加人数
こころのケア講座＆語り合い	令和4年6月4日(土) 8月6日(土) 10月1日(土) 12月17日(土) 令和5年1月28日(土) 3月4日(土) 13：30～15：30	19 人

(3) デートＤＶ予防啓発等ワークショップ、出前講座等の開催

市内高等学校　１校（２回）　189 人参加

(4) 女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）に関する啓発事業

虐待防止街頭キャンペーンの実施		中止
懸垂幕掲出		
パープルリボンキャンペーン ① パープルライトアップ ② あなたと相手の関係は？～けんかとＤＶの違い～展示 ③ パープルリボンキャンペーンメッセージカード 場所：男女共生センターローズWAM	令和4年11月2日(水) ~12月3日(土)	・メッセージカードの回収 71 枚 ・各種リーフレット等の持ち帰り 180 部

(5) 主催事業

テーマ	日　　時	参加人数
相談員スーパービジョン研修（内部研修）	令和4年6月24日(金) 9月22日(金) 12月16日(木) 令和5年3月24日(金) 14：00～17：00	各回 ４人

(7) 主な会議・研修への出席

会議・研修名	開催月	主催
茨木市要保護児童対策地域協議会実務者会議	４・９・１月	茨木市要保護児童対策地域協議会
大阪府内婦人相談員会議	５・１月	大阪府
大阪府内 DV センター代表者会議会	５月	大阪府
児童虐待防止研修	６月	茨木市要保護児童対策地域協議会
ＤＶ被害者の地域支援者養成講座	６・７月 (全３回)	大阪府
ＤＶに関する関係三機関事務打ち合わせ会	７月	大阪府・大阪地裁・大阪府警
大阪府内 DV センター実務者会議会	７・１月	大阪府
大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会	10 月	大阪府
依存症相談対応・強化研修	１月	大阪府
茨木市障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会研修会	１月	茨木市福祉総合相談課

【参考資料】大阪府内の配偶者暴力相談支援センター

令和５年１月１日現在

	名　称	住　所	電話・ＦＡＸ
大阪府	女性相談センター	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター３階	TEL 06-6949-6022 TEL 06-6946-7890 FAX 06-6809-1072
	中央子ども家庭センター	〒572-0838 寝屋川市八坂町 28-5	TEL 072-828-0277 FAX 072-828-5319
	池田子ども家庭センター	〒563-0041 池田市満寿美町 9-17	TEL 072-751-3012 FAX 072-754-1553
	吹田子ども家庭センター	〒564-0072 吹田市出口町 19-3	TEL 06-6380-0049 FAX 06-6369-1736
	東大阪子ども家庭センター	〒577-0809 東大阪市永和 1-7-4	TEL 06-6721-2077 FAX 06-6720-3411
	富田林子ども家庭センター	〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1	TEL 0721-25-2065 FAX 0721-25-1173
	岸和田子ども家庭センター	〒596-0043 岸和田市宮前町 7-30	TEL 072-441-7794 FAX 072-444-9008
市町村	大阪市配偶者暴力相談支援センター	非公開	TEL 06-4305-0100
	すいたストップＤＶステーション（ＤＶ相談室）	非公開	TEL 06-6310-7113
	堺市配偶者暴力相談支援センター	非公開	TEL 072-228-3943
	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたＤＶ相談室」	非公開	TEL 050-7102-3232
	茨木市配偶者暴力相談支援センター	非公開	TEL 072-622-5757
	豊中市配偶者暴力相談支援センター	非公開	TEL 06-6152-9893
	松原市配偶者暴力相談支援センター	非公開	TEL 072-334-1088